保全ニュースとうほく

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

～令和３年５月 20 日から「避難指示」で必ず避難　「避難勧告」は廃止です～

全国で記録的な大雨、大型台風等さまざまな災害が立て続けに発生し、大きな被害をもたらしています。令和２年７月豪雨で、熊本県の球磨川流域等で未曾有の災害が発生したのは記憶に新しいところです。

また、宮城・福島両県の阿武隈川流域等、同時多発的に広範囲に甚大な災害をもたらした令和元年東日本台風（台風 19 号）等では「避難勧告」「避難指示」の区別等、行政による避難情報が分かりにくいという問題も発生しました。

そこで今回は、これからの大雨シーズンに備えて「災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 30 号）」が令和３年５月 20 日に施行されたのに伴い改定された「避難情報に関するガイドライン」の主な改定点と、施設管理における大雨に留意すべきことについて紹介します。

■避難情報に関するガイドラインの改定について

広範囲に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風（台風 19 号）等による災害の経験を踏まえ、政府は「避難情報に関するガイドライン」を改定し、５月 20 日に施行しました。

従来の警戒レベルをより分かりやすくしたのが最大の改定点です。

警戒レベルとは、「災害発生の危険度と、取るべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報」とされています。

警戒レベルは５段階あります。

改定前の警戒レベル３は「避難準備・高齢者等避難開始」、警戒レベル４は「避難勧告・避難指示（緊急）」となっていて、それぞれ２段階あり、分かりにくく、避難の遅れによる被災が多数発生しました。

今回の改定では、これをシンプルに分かりやすくし、レベル３は「高齢者等避難」、レベル４は「避難指示」となり、「避難勧告」は廃止されました。

レベル５は、すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。

もし、レベル４「避難指示」が発令されたら、すぐに危険な場所から全員避難する必要があります。

内閣府ＨＰより

ただし、鉄筋コンクリート造等（頑丈な建物）の庁舎等で、浸水想定より上の階がある場合は、避難所等に避難するより、上の階へ避難（垂直避難）するほうが安全な場合もありますので、自治体のハザードマップを確認のうえ、避難指示が出た場合の行動を決めておきましょう。

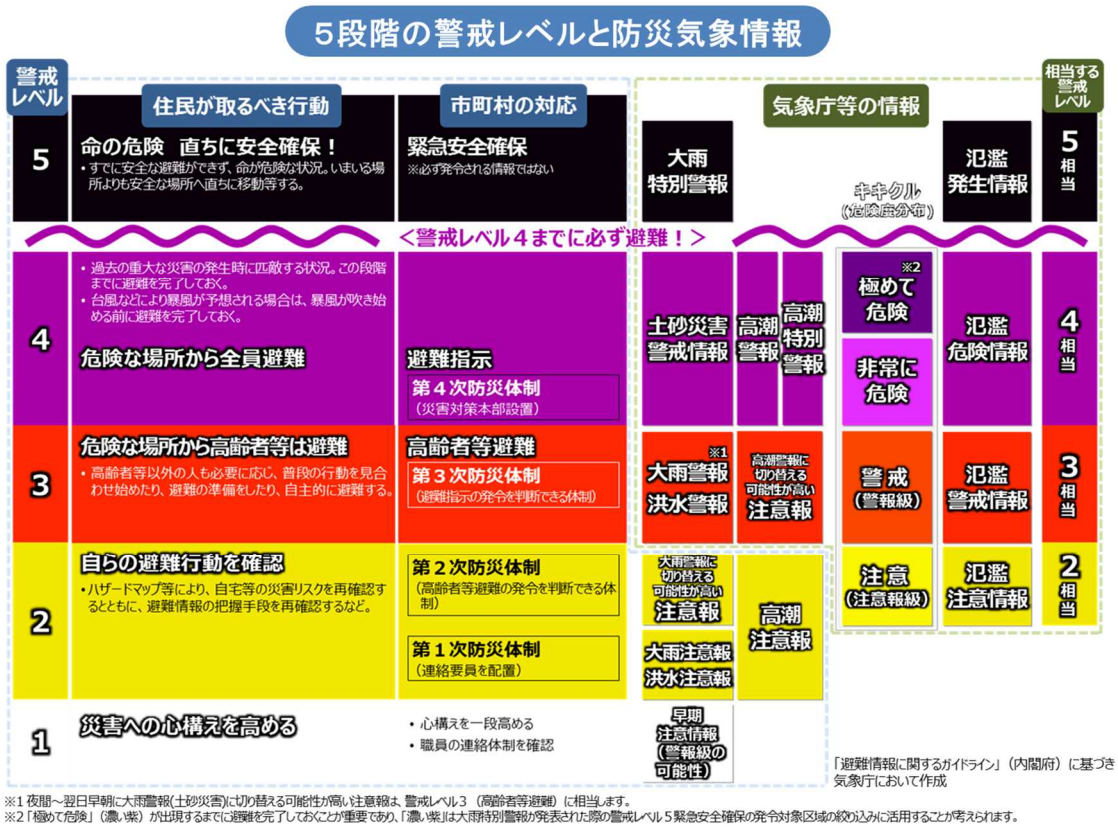

気象庁ＨＰより

■施設を管理する上で大雨に留意すべきこと

大雨による浸水被害等を防止するため、気象庁の「キキクル」（危険度分布）の通知サービス等で情報収集を行うとともに、以下のような対応が必要となります。

屋上ルーフドレイン（排水口）
【このように水が溜まる前に堆積物の除去を】

＜雨が降り出す前に対応が必要な主な事項＞

・屋上、庇のルーフドレインの堆積物の除去（雨漏りの防止）
・雨水枡、排水溝の堆積物の除去（排水不良による敷地の浸水防止）
・必要に応じて防水板、土のう等を準備（特に地下階の浸水に注意）

＜日常的な対応が必要な主な事項＞

・排水不良による水たまりができていないかの確認
・雨樋、支持金物等に著しいぐらつきが無いかの確認
・屋根の防水層や押さえコンクリート等に著しい浮きや亀裂等の損傷が無いかの確認
・屋根及び伸縮目地部分に土砂が堆積、又は雑草が繁茂し防水、排水の機能を損なうおそれはないかの確認

・気象庁「キキクル」通知サービス URL　：https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ame_push.html